

令和5年6月19日

## 第10次粉じん障害防止総合対策

山形労働局

### 第1 目的

粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止することは、極めて重要である。

山形労働局における本総合対策は、じん肺新規有所見労働者の発生状況、9次にわたる粉じん障害防止対策の推進状況等を踏まえ、当該対策の重点事項及び山形労働局並びに管内の各労働基準監督署が実施する事項を定めるとともに、労働者の安全と健康を守るため、事業者が講じなければならない措置等のうち、重点事項に基づき今後5年間において事業者が特に実施すべき措置を、別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）として示す。その上で、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、事業者に対して、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置のほか、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等といった粉じんによる健康障害を防止するための自主的な取組を適切に実施することを促し、もって粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

### 第2 総合対策の推進期間

令和5年度から令和9年度までの5か年とする。

### 第3 総合対策の重点事項

じん肺所見が認められる労働者数は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、一般的に遅発性疾病であるじん肺に対して厚生労働省が長期的に取り組んでいくことの必要性を鑑みれば、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要である。

このため、まずは、業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底並びに粉じんの有害性と対策の必要性について周知及び指導等を実施する必要がある。また、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場合は、個人サンプリング法等による濃度測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の使用が義務化され、令和6年4月から施行されるところであり、その定着に取り組む必要がある。

また、令和3年4月から施行されたずい道内の粉じん濃度の測定結果を踏まえた有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用も含め、引き続きずい道等建設工事に係る粉じん障害防止対策に取り組む必要がある。

さらに、粉じん作業に従事する労働者に対して、適切に健康管理措置を進めていくためには、事業者が行うじん肺健康診断についても着実に実施されるよう取り組むことが必要である。

加えて、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要がある。

(別紙)

このほか、山形県内の実情をみると、じん肺の新規有所見労働者の発生数は、第8次粉じん障害防止総合対策推進期間（平成25年4月～平成30年3月）の266人に対し、第9次粉じん障害防止総合対策推進期間（平成30年4月～令和5年3月）では85人と、着実に減少しているものの、金属製品製造業、一般機械器具製造業、輸送用機械器具製造業において、アーク溶接作業や金属等の研磨作業に従事する労働者が新規有所見になるケースが多く、当該作業に係る粉じん障害防止対策等の推進を図る必要がある。

上記を踏まえ、次の事項を重点事項とする。

- 1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- 2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- 3 じん肺健康診断の着実な実施（就業時・離職時を含む）
- 4 離職後の健康管理の推進
- 5 アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
- 6 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- 7 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

#### 第4 労働基準行政の実施事項

##### 1 集団指導、個別指導及び監督指導等の実施

集団指導、個別指導、監督指導等の各種行政手法を効果的に組み合わせ、別添の「講ずべき措置」を始めとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の必要な事項について、効果的に周知徹底を図る。

特に、重点事項である「呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底」及び「じん肺健康診断の着実な実施」について重点的に指導するとともに、「じん肺健康管理実施状況報告」（様式第8号）が未提出の事業場に対しては提出するよう指導する。

また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分として送検することを含め、厳正な措置を講じる。

さらに、事業者に対して健康管理手帳制度を周知すること等により、離職するじん肺有所見労働者に対する健康管理対策の推進を図るとともに、健康管理手帳交付対象者に対して当該手帳交付時に、健康管理に係る留意事項等を十分指導する。

##### 2 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条に基づく計画の届出の徹底を図り、その適切な審査を行う。

また、ずい道等の建設等の仕事に係る計画の届出がなされた際には、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（以下「ずい道粉じん対策ガイドライン」という。）に沿った計画となっているか確認する。

##### 3 電動ファン付き呼吸用保護具の着用

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、これを活用することが望ましいことに鑑み、上記第4の1及び2の指導・審査時等において、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。

## (別紙)

選択使用に当たっては、電気機械器具の一種であることに鑑み、現場の状況に応じ電気機械器具防爆構造規格（昭和 44 年労働省告示第 16 号）に適合した電動ファン付き呼吸用保護具の選択使用を要請する。

なお、ずい道等建設工事においては、要求防護係数に基づく有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用及び作業主任者の職務について必要な指導を行う。

### 4 関係団体等に対する指導等の実施

#### (1) 労働災害防止団体、事業者団体等に対する指導・要請

労働災害防止団体の山形県支部、関係事業者団体等を通じて、構成事業場に対し、別添の「講ずべき措置」を始めとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容の周知徹底及び健康管理手帳制度の周知を図る。

また、必要に応じて、別添の「講ずべき措置」の実施状況を確認する自主点検を実施すること及び当該自主点検結果に基づき、構成事業者に対し必要な粉じん障害防止対策を自主的に実施することを要請する。

#### (2) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

##### ア 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

粉じん障害防止対策を効果的に推進するためには、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることが重要である。

このため、全国労働衛生週間準備期間の9月を引き続き「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、関係団体等に対し、構成事業場へのパトロールの実施等、当該月間中における各種行事の開催を要請する。

##### イ 粉じん対策の日

粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

### 5 ずい道等建設工事の発注者に対する要請等の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期すためには、工事発注者が粉じん障害防止対策の重要性を理解し、必要な措置を講じることが重要である。

このため、国の出先機関及び地方公共団体等との間の連絡会議等を通じて、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づく対策を実施するための措置等について、要請・周知を行う。

### 6 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、山形産業保健総合支援センターにおける産業保健相談事業又は地域産業保健センターにおける健康相談事業等の活用を図るよう指導する。

また、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助を行う。

(別紙)

粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

山形労働局

第1 趣旨

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進することが望まれる。

本「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」は、これら事業者が講じなければならない措置等のうち今後5年間において事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置をとりまとめたものである。

なお、山形県内においては、じん肺所見が認められる労働者数は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要であり、業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な使用を推進する必要があること、粉じん則等が改正され、坑内作業場における粉じん障害防止対策の強化、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場合は、個人サンプリング法等による濃度測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の使用が義務化等がなされたこと、また、じん肺所見が認められる労働者及び離職時又は離職後にじん肺所見が認められる者の健康管理措置を進める必要があることや、雇入れ時におけるじん肺健康診断の確実な実施や適正配置を行うこと、さらにはアーク溶接作業、金属の研磨作業等に係る粉じん障害防止等の推進を図る必要等がある。

こうしたことから、第10次粉じん障害防止総合対策において、以下の重点事項（7項目）を定めたものである。

第2 重点事項の具体的実施事項

1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

事業者は、粉じんの有害性を十分に認識し、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。

(1) 保護具着用管理責任者の選任と呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進

粉じんばく露防止対策として、労働者に呼吸用保護具を使用させる場合は、作業場ごとに、「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者、作業主任者、安全衛生推進者等の保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者から選任し、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させること。なお、適切な管理を遂行する観点から、上記に該当する者であっても「保護具着用管理責任者に対する教育」を受講することが望ましいこと。

さらに、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された保護具アドバイザーに相談すること等により呼吸用保護具の

(別紙)

適正な使用を確保すること。

(2) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、より有効な健康障害防止措置であり、じん肺法第 20 条の 3 の規定により粉じんさらされる程度を低減させるための措置の一つとして使用すること。

なお、電動ファン付き呼吸用保護具を使用する際には、取扱説明書に基づき動作確認等を確実にすること。

(3) 改正省令に関する対応

令和 4 年 5 月の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）による改正において、第三管理区分に区分された場所で、かつ、作業環境改善困難場所では、厚生労働大臣の定めるところにより、濃度を測定し、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること、当該呼吸用保護具に係るフィットテストを実施することが義務付けられた（令和 6 年 4 月 1 日施行）ことから、これらの改正内容に基づき適切な呼吸用保護具の着用等を行うこと。

2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

(1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

事業者は、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2（以下、「ずい道粉じん対策ガイドライン」という。））に基づき、粉じん濃度が  $2 \text{ mg/m}^3$  となるよう措置を講じること。

また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「令和 2 年粉じん障害防規則等改正対応版ずい道等建設工事における換気技術指針」も参照すること。

特に、次の作業において、労働者に使用させなければならない呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られ、切羽に近接する場所の空気中の粉じん濃度等に応じて、有効なものとする必要があることに留意すること。

また、その使用に当たっては、粉じん作業中にファンが有効に作動することが必要であるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付け等を行うこと。

- ・動力を用いて鉋物等を掘削する場所における作業
- ・動力を用いて鉋物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
- ・コンクリート等を吹き付ける場所における作業

なお、事業者は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 88 条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は所轄労働基準監督署長に提出する場合には、ずい道粉じん対策ガイドライン記載の「粉じん対策に係る計画」を添付すること。

(2) 健康管理対策の推進

ア じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づくじん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

イ 健康管理システム

粉じん作業を伴うずい道等建設工事を施工する事業者は、ずい道等建設労働

(別紙)

者が工事毎に就業先を変えることが多い状況に鑑み、事業者が行う健康管理や就業場所の変更等、就業上適切な措置を講じやすくするために、平成 31 年 3 月に運用を開始した健康情報等の一元管理システムについて、労働者本人の同意を得た上で、労働者の健康情報等を登録するよう努めること。

(3) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

3 じん肺健康診断の着実な実施（就業時・離職時を含む）

(1) じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づき、就業時・定期・離職時じん肺健康診断を実施し、毎年、12 月 31 日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年 2 月末日までに、「じん肺健康管理実施状況報告」（様式第 8 号）により報告すること。

また、労働者のじん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、作成した記録の保存を確実に行うこと。

(2) じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」（平成 9 年 2 月 3 日付け基発 70 号）に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対し、肺がんに関する検査及び積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

4 離職後の健康管理の推進

事業者は、粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理 2 又は管理 3 の離職予定者に対し、平成 29 年 3 月に策定した「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）を配付するとともに、ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。

その際、特にじん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

なお、定期的な健康管理の中で禁煙指導に役立てるため、粉じん作業に係る健康管理手帳の様式に、喫煙歴の記入欄があることに留意すること。

また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。

5 アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策

(1) アーク溶接作業が粉じん作業であることの周知徹底

事業者は、アーク溶接作業はじん肺にかかるおそれがある「粉じん作業」であ

(別紙)

ることを認識するとともに、労働者に対し、当該作業が粉じん作業であり、当該作業に従事する労働者は、屋内外での作業を問わず有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、アーク溶接の作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

なお、当該事項の周知徹底については、衛生委員会等も活用すること。

(2) 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善

事業者は、屋内でアーク溶接作業を行う場合、粉じん則第5条に基づき、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならないこと。

この措置に当たっては、より効果的に粉じんの発散防止を図るため、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、ヒューム吸引トーチ等が望ましいため、その使用を推進すること。

(3) 特別教育等の徹底

事業者は、アーク溶接作業に従事する労働者に対し、安全衛生規則第36条に基づき、特別教育を実施すること。

(4) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

事業者は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、第2の1の(1)及び(2)の措置を講じること。

(5) たい積粉じん対策の推進

ア たい積粉じん清掃責任者の選任

事業者は、粉じん則第24条に基づく粉じん作業を行う場所の清掃を行う責任者として、「たい積粉じん清掃責任者」を選任すること。

イ たい積粉じん除去のための清掃の推進

事業者は、選任した「たい積粉じん清掃責任者」の指揮の下で、毎日の清掃及び1月に1回以上、定期的に、たい積粉じん除去のための清掃を行わせること。

(6) 健康管理対策の推進

事業者は、第2の3の(1)及び(2)と同様の措置を講じること。

(7) じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

事業者は、アーク溶接作業に常時従事する労働者に対して、じん肺法第6条に基づき、じん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育を実施しなければならないこと。

この教育は、粉じん則第22条に定める特別教育の科目に準じて実施すること。

6 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

(1) 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等

事業者は、金属等の研ま作業に係る特定粉じん発生源(粉じん則別表2に掲げる箇所をいう。以下同じ。)については、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置の措置等を講じるとともに、粉じん則第10条に基づき、除じん装置を設置すること。

(2) 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善



(別紙)

事業者は、屋内で手持式又は可搬式動力工具を用いて金属等の研磨作業を行う場合には、第2の5の(2)後段と同様の措置が望ましいため、その実施を図ること。

(3) 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

ア 局所排気装置等における検査・点検責任者の選任

事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置のそれぞれの設備ごとに「検査・点検責任者」を選任すること。

イ 局所排気装置等の検査及び点検の実施

事業者は、上記アで選任した「検査・点検責任者」に対し、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置について、定期自主検査及び点検を行わせるとともに、当該検査・点検の結果に基づき補修等の必要な措置を講じること。

(4) 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底

事業者は、粉じん則第26条及び第26条の2に基づき、作業環境測定を実施するとともに、当該測定結果が第二管理区分又は第三管理区分に区分された作業場については、作業環境を改善するために施設、設備、作業工程及び作業方法の点検を行い、その結果に基づき必要な措置を講じること。

(5) 特別教育等の徹底

事業者は、特定粉じん作業（粉じん発生源が特定粉じん発生源である粉じん作業をいう。）に常時従事する労働者に対し、粉じん則第22条に基づき、特別教育を実施すること。

また、特定粉じん作業以外の粉じん作業に常時従事する労働者に対し、第2の5の(7)と同様の措置を講じること。

(6) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

局所排気装置等の設置を要しない場合には、事業者は、第2の1(1)及び(2)と同様の措置を講じること。

(7) たい積粉じん対策の推進

事業者は、第2の5の(5)と同様の措置を講じること。

(8) 健康管理対策の推進

事業者は、第2の3の(1)及び(2)と同様の措置を講じること。

7 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

(1) 事業者は屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底させること。

また、事業者は、その要旨について、当該作業場の見やすい場所への掲示、衛生委員会等での説明、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

(2) その他の粉じん作業又は業種について、作業環境測定の結果、じん肺新規有所見労働者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、適切な粉じん障害防止対策を推進すること。